

令和8年度 国有林 GIS 数値基本図修正等業務仕様書

第一章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、林野庁（以下「甲」という。）が、請負者（以下「乙」という。）に対し依頼する、新たな国有林 GIS（GIS エンジン：ArcGIS）（以下「国有林 GIS」という。）に搭載される数値基本図（以下「数値基本図」という。）の修正（一部新規作成含む。以下同じ。）、数値基本図の SHAPE 形式ファイルの作成等について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本業務は、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号）第14条で定める基本図に係る変更（国有林野施業実施計画の令和7年度樹立作業に伴い発生した修正事項及び令和7年度末までに発生した修正事項）について、林野庁測定規程（平成24年1月6日付け23林国業第100号-1林野庁長官通知）に基づき数値基本図の修正を行うとともに、SHAPE 形式ファイルの作成等を行うものである。

(地理範囲)

第3条 修正する数値基本図の地理範囲は、別紙「令和8年度 国有林 GIS 数値基本図修正等業務修正事項取りまとめ一覧」の範囲に該当する GIS データ単位の基本図の図葉の範囲とする。また、作成する SHAPE 形式ファイルの地理範囲は森林計画区全域とする。

(作成に使用する物品等)

第4条 本業務の実施に当たっては、甲が貸与する以下の物品等を使用する。

なお、貸与品については、乙は、当該業務以外の目的に使用してはならないものとし、甲の求めに応じ常にその管理状況を明らかにするとともに、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を甲に返還するものとする。

(1) 数値基本図等を含む過年度業務成果品

① 国有林 GIS 数値基本図等修正業務成果品

② 国有林野森林計画図面 GIS データ整備事業成果品（業務の対象区域に限る。）

(2) 修正箇所の指示資料

① 修正箇所の位置及び修正内容を記した紙資料（以下「修正指示書」という。）

② 修正した箇所を含む基本図のマイラーを A0 版でスキャニングしたもの（以下「修正済み基本図」という。）

③ 数値基本図修正に必要な補足資料

(3) その他必要な資料

なお、上記貸与物品のうち(1)・(2)については、入札公告期間中に限り、以下の担当部署に申請を行った上で貸与を受けることができる（ただし、(2)①・②については、基本図単位で3枚とする。）。なお、申請時間は、休日を除く入札公告期間中の10時から12時まで及び13時から17時までの間とし、貸与を希望する場合は、貸与希望日の前日までに以下の担当部署に連絡すること。貸与を受けた資料・データは厳重な管理を行い、入札公告期間終了後に返却することとし、複製はしないこと。

[担当部署] 林野庁 国有林野部 経営企画課 経営計画班

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

(農林水産省北別館8階 ドア番号：北812)

電話：03-3502-8347

(参照系)

第5条 作成する数値基本図の座標系及び計測単位は、以下のとおりとする。

- (1) 準拠する測地系は、原則として基本図が日本測地系となっていることから日本測地系で取得し、世界測地系（日本測地系 2000）に変換するものとする。
- (2) 水平位置座標の種別は、基本図が平成 14 年国土交通省告示第 9 号で定める平面直角座標系となっていることから、ラスターデータを平面直角座標系で取得するものとする。
- (3) 標高の基準は、日本水準原点を基準とする高さとする。
- (4) 単位は、メートル（小数点 2 位）とする。
- (5) 空間座標の次元は 2 次元とする。

（業務実施に当たっての注意事項）

第 6 条 本業務の実施にあたっては、修正方法及び作業内容について、乙は、甲と十分協議の上実施し、定期報告書により業務の進捗を報告すること。

第二章 業務概要

（業務の概要）

第 7 条 本業務の概要は、以下のとおりである。

- (1) 修正基本図に基づいたラスターデータの作成（座標付与、幾何補正等を行う。）
- (2) (1) で作成したラスターデータを国土基本図図郭に対応させた区画割りデータの作成
- (3) (1) で作成したラスターデータ又は第 4 条 (2) ①及び②で貸与された修正指示書等を基に行う SHAPE 形式ファイルの作成

（修正する数値基本図に係るベクタデータ）

第 8 条 数値基本図のベクタデータの地物項目は、以下のとおりとする。

- (1) 図郭
- (2) 森林区画界（境界、森林計画区界、林班界、小班界）
- (3) 森林区画ポリゴン（林班区画、小班区画）
- (4) 管轄区界
- (5) 行政区画界
- (6) 道路（林道（林業専用道も含む。）、作業道（森林作業道も含む。）、歩道、索道、防火線、トンネル、橋等）
- (7) 送電線
- (8) 等高線
- (9) 水涯線（河川、湖沼地、海岸線等）
- (10) 基準点
- (11) 境界点
- (12) 国有林野内の建物

2 上記 (2) の森林区画界の線データについては、(3) の森林区画ポリゴンの外形線から取得するものとする。また、(11) 境界点のデータについては、第 4 条 (1) で貸与する「国有林野森林計画図面 GIS データ整備事業成果品」のデータを用いることとする。このほか、(2) の森林区画界の境界の線データは、(11) の境界点データを基に取得するものとする。

（修正箇所及び追加データの定義）

第 9 条 数値基本図の修正対象箇所は、修正指示書及び修正指示図に記載されたもののうち、以下のいずれかの修正・更新が発生した箇所とする。

- (1) 図郭
 - ① 図面の追加・削除
 - ② 内図郭線の位置の修正（座標値の表示の修正等も含む。）
- (2) 森林区画界（境界、森林計画区界、林班界、小班界）
 - ① 線の追加・削除や位置の修正・更新
 - ② 線の種別の修正・更新（例えば、林班界から森林計画区界や境界への変更）
 - ③ 中抜けの森林区画が発生した場合の仮想線の修正・更新
- (3) 森林区画
 - ① 林班番号の追加・削除・修正・更新(※)

- ② 小班番号の追加・削除・修正・更新
 - ③ 小班番号に付随して表示された保安林、法指定等の記号や文字の削除
 - ④ 小班区画線の追加・削除や位置の修正・更新
 - (※) 森林管理署等の統合等に伴う 1000 番台の追加等で現行の調査簿及び数値基本図上で既に修正されている場合は除く。
 - (4) 管轄区界
 - ① 森林管理局界、森林管理署界、森林事務所界等の線の追加や削除、位置の修正・更新
 - ② 線の種別の修正・更新（例えば、森林管理署界から森林事務所界への変更）
 - (5) 行政区画界
 - ① 線の追加や削除、位置の修正・更新
 - ② 線の種別の修正・更新
 - (6) 道路（林道、作業道、歩道、索道、防火線、トンネル、橋等）
 - ① 線の追加や削除、位置の修正・更新
 - ② 線の種別の修正・更新（例えば、作業道から林道（林業専用道）への変更）
 - ③ 林道の名称の表示の削除
 - (7) 送電線
 - 線の追加や削除、位置の修正・更新
 - (8) 等高線
 - ① 線の位置の修正・更新
 - ② 等高線（計曲線）に表示されている標高値の修正
 - (9) 水涯線（河川、湖沼地、海岸線等）
 - 線の位置の修正・更新
 - (10) 基準点
 - ① 点の追加や削除、位置の修正・更新
 - ② 点の種別の表記の修正・更新
 - ③ 点に記載された標高値の修正
 - (11) 境界点
 - ① 点の追加や削除、位置の修正・更新
 - ② 点の種別の表記の修正・更新（例えば、木標からコンクリート標への変更）
 - (12) 国有林野内の建物
 - 建物の区画の追加や削除、位置の修正・更新
- 2 基本図に係る以下の項目の修正については、取得対象外とする。
- (1) 小班番号に付随して表示された機能類型、保安林、法指定等や林況等を示した記号や文字
 - (2) 管轄区（森林管理署等）、行政区（市町村等）の名称（文字）
 - (3) 地形名、国有林名（文字）
 - (4) 崖地、凹地等の地形
 - (5) 治山施設等の構造物（形状及び名称）
 - (6) 基準点の名称番号
 - (7) 境界点の標識番号
 - (8) 建物等の名称（文字）
 - (9) 国有林野以外の道路及び建物並びに地形
 - (10) 図郭外の表題等の文字の修正

（計画準備協議）

第 10 条 本業務を行うに当たって、乙は、作業工程、詳細手順、作業仕様等を甲と事前に協議の上、業務実施計画書を作成するものとする。

第三章 データの作成及び製品内容

（ラスタデータの作成）

第 11 条 第 7 条（1）の修正基本図に基づいたラスタデータ作成は、以下の点を踏まえることとする。

(1) 図郭からの抜き出し作業

図郭からの抜き出し作業については、4本の方眼線に囲まれた範囲（以下「方眼区画」という。）を最小単位とし、修正箇所範囲に応じて複数の方眼区画の範囲又は基本図の図郭の範囲を取得する。

なお、内図郭線からの延伸部分の修正箇所については、既存データ（初期データ）の作成において延伸のある8方向ごとに分割していることから、この範囲を取得することとする。

また、1枚の基本図に座標軸の異なる図（以下「カット図」という。）の修正箇所については、カット図ごとに上記と同様にデータを取得するものとする。

(2) 解像度及び階調

(1)で取得する画像データの解像度は600dpi以上、階調は白黒2値とする。

(3) 座標値付与

(1)で取得した画像データの方眼線の交点に対し、既存データを正として既存データの方眼区画の交点の数値データ上の座標値を付与し、多点AFIN変換により、基本図画像の正規化を行う。なお、この場合の各点の残存誤差は、数値データ座標において最大2画素を原則とする。その他、位置修正が必要な場合は、修正後の座標値を付与することとする。

(4) ファイル仕様

データは、位置情報が搭載されているGeo-Tiff形式（Group4圧縮）により、基本図単位で保存することとする。

(5) データの品質評価

作成したラスタデータの品質評価については、監督職員の指示に従い、完全性、論理一貫性、位置正確度及び主題正確度について評価を行うものとする。

(6) 成果品の納品形態

上記(1)から(5)までの要件に従い完成したラスタデータを成果品として納めるものとする。

（国土基本図図郭割単位のラスタデータの作成）

第12条 第7条(2)の国土基本図図郭に対応させた区画割りデータの作成は、各森林管理局においてGIS等で使用することを踏まえ、以下の点に配慮することとする。

(1) 令和8年4月1日現在有効の国有林GISに格納されているラスタデータ（森林計画区全域分）の図郭割を参考に、国土基本図図郭割の単位で保存する。

(2) ファイルはGeo-Tiff形式（非圧縮、200dpi、2値）とするとともに、Tiff形式（非圧縮、200dpi、2値）とワールドファイルも併せて作成する。

(3) ファイルは平面直角座標系の各系（19系）毎に、世界測地系（日本測地系2000）で作成する。

(4) ファイルの名称及びフォルダの階層構造は、補足資料－資料9「ファイル管理一覧」に従うものとする。

（SHAPE形式ファイルの作成等）

第13条 第7条(3)のSHAPE形式の作成等については、以下の点を踏まえることとする。

(1) 令和8年4月1日現在有効の国有林GISに格納されているベクタデータを参考に、森林管理署等の単位及び森林管理局単位で作成し保存する。

(2) ファイルは補足資料－資料4「数値基本図ベクタデータ項目要件定義一覧表」及び資料7「SHAPEファイル属性データ構造定義書」に基づき作成すること。また、地理座標系（緯度経度系）、世界測地系（日本測地系2000）で作成すること。

(3) ファイルの名称及びフォルダの階層構造は、補足資料－資料9「ファイル管理一覧」に従うものとする。

(4) ポリゴン形式のSHAPE形式ファイルについてはジオメトリのチェックを行いクリーンなものとする。また、属性を同じとするポリゴンはその属性を1レコードで記述することとする。

第四章 その他

(必要な機器等の負担)

第14条 本業務を実施するために必要となる機器等環境については、乙の負担により用意するものとする。

(成果品)

第15条 本業務における納入成果品は以下のとおりとする。

項目	内容・仕様	部数	納品形態
①納品物目録	データファイル仕様説明を含んだもの一式	3部	紙媒体 1部 電子媒体 2部
②数値基本図ラスタデータ	仕様書第11条に基づいて作成したデータ一式 (解像度600dpi、Geo-Tiff形式)	2部	電子媒体
③国土基本図図郭割単位のラスタデータ	仕様書第12条に基づいて作成したデータ一式	*3部	電子媒体
④SHAPE形式ファイルのベクタデータ	仕様書第13条に基づいて作成したデータ一式	*3部	電子媒体
⑤その他	実施計画書	2部	電子媒体
	議事録	2部	電子媒体
	定期報告書	2部	電子媒体
	参考資料	2部	電子媒体

*3部(2部は林野庁国有林野部経営企画課(正副)、1部は森林管理局用)

(1) 納入場所

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁 国有林野部 経営企画課 経営計画班

(2) 納入期日

令和8年12月18日(金)

(環境負荷低減への取組)

第16条 乙は、本業務の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式【別紙】を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した/努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した/努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(その他)

第 17 条 各項目で定めるもののほか、業務の遂行上必要な事項については、別途甲が指示するものとする。

令和8年度国有林GIS数値基本図修正等業務修正事項とりまとめ一覧表

GIS森林 計画区 番号	森林計画区名	管轄森林管理 局名	計画樹立 年度	R07	移動、修正箇所地物(推計値) ※適宜名称修正等含む																							その他 規程の大きい 修正指示 位置ずれ等	備考		
					修正後基本図		修正指示図					境界及び境界点等			林班			小班			林道等			行政区画界	その他地形等					基準点 等	その他
					(新図)		(旧図)		(修正指示書)			標識の点数			区画数			区画数			林道	森林作業道	その他		等高線	水涯線	送電線				
					A0	電子データ	A1	その他	樹立外	樹立時	増	減	変更	増	減	修正	増	減	修正	増				減						修正	
65	中部山岳	中部	R07	○	0	182	48	0	0	119	0	0	0	0	0	0	32	168	87	8	22	11	0	0	0	2	0	17	0		
合計					0	182	48	0	0	119	0	0	0	0	0	0	32	168	87	8	22	11	0	0	0	2	0	17	0		

349 総計
182 新図
167 修正指示図
48 旧図

総件数: 347

※修正箇所数について
・林班、小班: 林班及び小班個数(増減に伴う区画変更については修正にもカウント)
・林道等: 1路線の個数をカウント
・その他は属性情報の修正や橋高架部shpの修正等

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

請負契約書

- 1 件名 令和8年度国有林 GIS 数値基本図修正等業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 請負代金 金〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円・消費税率 10%)
- 4 履行期限 令和8年 12月 18日
- 5 納入場所 別紙仕様書のとおり
- 6 契約保証金 免除

発注者 支出負担行為担当官 林野庁長官 小坂善太郎 (以下「甲」という。) (登録番号 T8000012050001) と請負者 〇〇会社 代表 〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、令和8年度国有林 GIS 数値基本図修正等業務 (以下「業務」という。) について請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契約条項

(総則)

- 第1条 乙は、頭書の仕様等に基づき、頭書の履行期限までに業務を完了し、頭書の仕様等に定める納入物件を甲に納入するものとする。
- 2 仕様等に明示されていない事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。
- ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。

(監督)

- 第2条 甲は、この契約の履行に関し、甲が命じた監督職員 (以下「監督職員」という。) に業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(乙の履行遅延)

- 第3条 乙は、頭書の履行期限までに業務を完了し、納入物件を納入できない場合には、あらかじめ甲に対し、遅延の理由及び完了見込み日時を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長の承認を受けなければならない。
- 2 甲は、乙が頭書の履行期限までに業務を完了し、納入物件を納入できない場合には、前項に定める承認の有無にかかわらず、遅延利息として頭書の履行期限の翌日から納入物件の納入の日までの日数に応じ、契約金額に対して年 3.00 パーセントの割合で計算した金額の支払いを乙に請求することができる。
- ただし、その遅延が、天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合には、この限りではない。

(検査)

- 第4条 甲が命じた検査のための職員 (以下「検査職員」という。) は、乙から第1条に規

定する成果品の提出を受けた場合は、これを受理した日から 10 日以内に検査を行うものとする。

- 2 甲が前項に規定する検査により当該請負業務の内容の全部又は一部が本契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から 10 日以内に、当該請負業務が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(仕様書等の変更)

- 第 5 条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下「仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限又は請負代金を変更しなければならない。

(業務における乙の提案)

- 第 6 条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。
- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。
 - 3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期限又は請負代金を変更しなければならない。

(履行期限の変更方法)

- 第 7 条 履行期限の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日は、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期限の変更が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第 8 条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日は、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
 - 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(所有権等の移転)

- 第 9 条 この契約に基づく納入物件の所有権は、第 4 条第 1 項に定める検査に合格し、甲がその結果を確認したときに、甲に移転するものとする。
- 2 乙がこの契約により新たに取得した著作権は、甲に帰属するものとする。この場合乙は、甲に対し、甲が使用するために必要な範囲で、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に基づく利用を許諾するものとする。
 - 3 乙は、この契約に関し、著作権について第三者との間で紛争が生じた場合には、乙の責任において処理するものとする。

(契約不適合責任等)

- 第 10 条 乙は、物件の納入後 1 箇年間は、物件の性能、品質等について補償するものとする。
- 2 前項に定める補償期間内に、物件に破損、変質、性能の低下等の契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、乙に対し、相当の日時を定めて当該契約

不適合を補修させることができる。

- 3 甲が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約代金の支払等)

第 11 条 乙は、第 4 条第 1 項に定める検査に合格し、甲への全ての納入及び納入についての甲の確認が完了したときは、所定の手続により契約金額の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、請負代金を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、甲が自己の責に帰すべき理由により、前項に規定する支払期限までに契約金額の全額を支払わない場合には、遅延利息として、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の支払を甲に請求することができる。

(契約の解除等)

第 12 条 甲は、甲の必要により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 乙が、天災その他乙の責に帰することができない理由により、この契約の解除を申し出た場合
- (2) 乙が、この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる場合又は正当な理由がなく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められる場合
- (3) 乙が、この契約に関し不正行為を行った場合
- (4) 乙が、破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 乙が、乙の都合により、この契約の解除を申し出た場合

(違約金)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条 2 (2) から (5) までの規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の

4 第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は解除対象者との契約を行った再請負人等に対し当該契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは解除対象者と契約をした再請負人等に対し当該解除対象者との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 16 条、第 17 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(債権債務の相殺)

第 22 条 甲は、この契約の定めるところにより乙から甲に支払うべき債務が生じた場合には、契約金額と相殺することができる。この場合、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超える金額を甲の指示により納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 23 条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の制限及び承認手続)

第 24 条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わ

せてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として委託費の限度額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、この業務達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認める時は、乙に対して必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項の規定は、適用しない。
- 9 乙は、再委託する場合には、当該委託にかかる再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第25条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密に関する事項をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、この契約の履行に当たって作成した資料を転写し、又は第三者に閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。

（資料の交付等）

第26条 乙は、この契約の履行に当たって甲から貸し出された資料及び支給を受けた物品については、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、紛失又は破損の場合には、直ちに報告の上、甲の指示に従って措置するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行を完了し、契約の解除を受けたときは、前項の規定に基づき、貸し出された資料及び支給を受けた物品を直ちに甲に返還しなければならない。

（協議）

第27条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第28条 この契約について、甲乙協議を要するものにつき協議が調わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者の調停により解決するものとする。

- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は甲乙平等の負担とする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 東京都千代田区霞が関1-2-1
支出負担行為担当官
林野庁長官 小坂 善太郎

請負者（乙） 住所
氏名